

鳥栖市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画の推進に関し、広く市民の意見、要望等を反映させ総合的な施策の推進を図るため、鳥栖市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するために、次の事務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の推進に関する事項について調査、研究を行い意見を述べること。
- (2) 男女共同参画行動計画の策定等に関し提言すること。
- (3) その他目的達成に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者（各団体が推薦する者）
- (3) 鳥栖市女性人材リストの登録者
- (4) 公募により選ばれた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はこれを妨げない。

(役員)

第5条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人

2 役員は、委員の互選によりこれを定める。

(役員の仕事)

第6条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 懇話会は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第8条 懇話会は、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第9条 懇話会の事務は、市民環境部市民協働推進課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。